



祝! 世界文化遺産登録

富士山、麓歩きの旅

Discover 静岡色図鑑

三島甘藷

JA職員の口コミ情報

お土産探しにおすすめのショッピングスポット

どう変わるの?

平成25年度税制改正の概要 その2



祝！世界文化遺産登録

富士山、麓歩きの旅

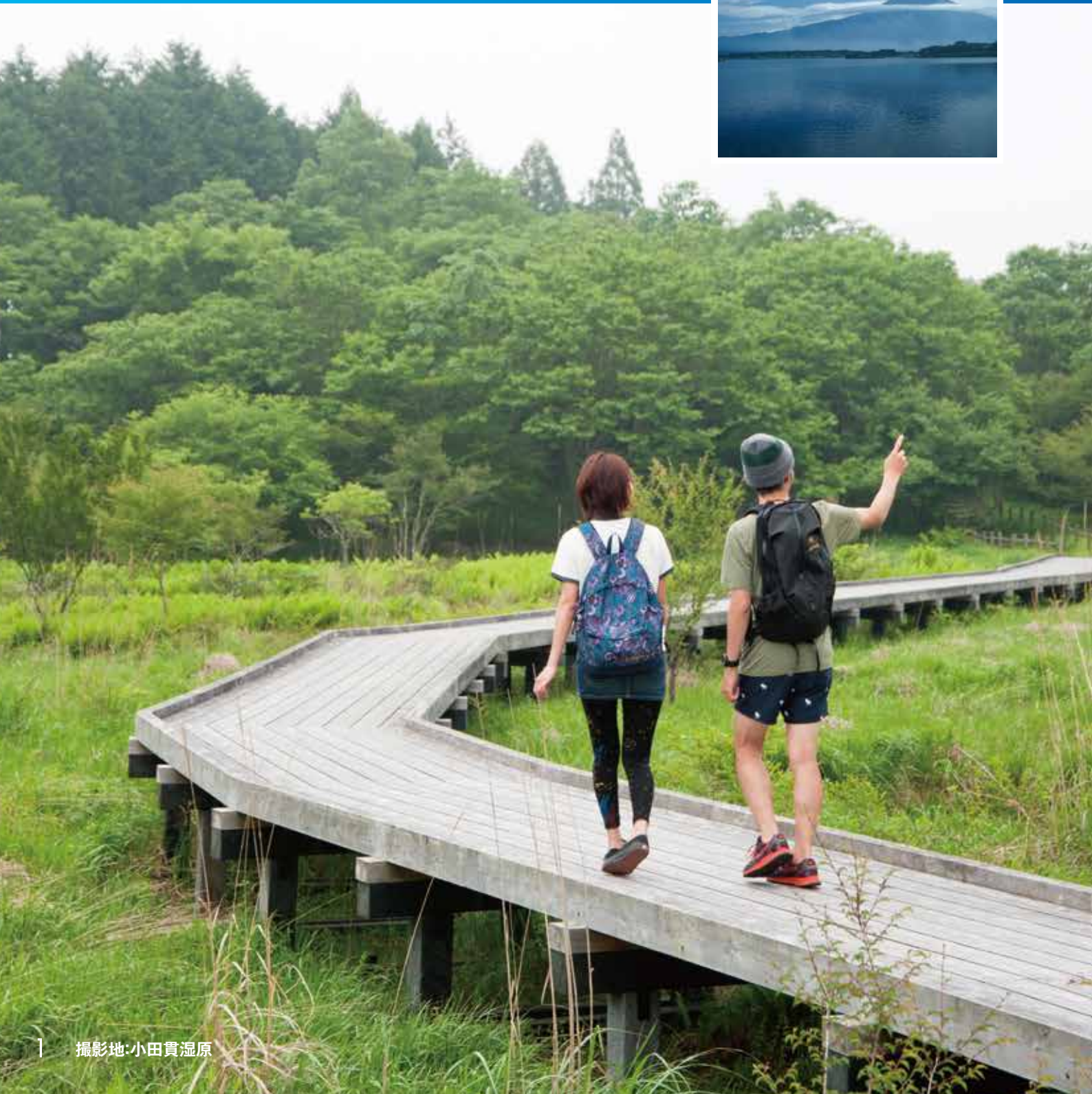
大いなる山の懷に飛び込んで、大自然のパワーを感じてみよう。

日本人の心の拠り所である富士山。昨年は約32万人が山頂をめざしました。今年6月には世界文化遺産に登録され、注目度は高まるばかり。静岡県に暮らす私たちも、ふだんと違う視点で富士山と向き合ってみるいい機会なのではないでしょうか。

今回は、富士山にぐっと近づいて麓の朝霧高原へ。おすすめのウォーキングコースをご紹介します。草原の緑や新鮮な空気の匂いなど、富士山の癒しパワーを全身で感じるができますよ。

「麓山の家」からスタートして「麓のつり橋」を渡り、散策しながら歩くこと約80分で「陣馬の滝」に到着。富士山の湧水が流れ落ちる滝つぼを見ているだけで、とても癒されます。そこから足を延ばして「小田貫湿原」へ。県内でもっとも標高が高い湿原で、8～9月にはアサマフウロなどの珍しい植物や昆虫が見られるそう。湿原を抜けたら「田貫湖」です。湖畔が遊歩道として整備され富士山ビューポイントも多彩。年2回見られるダイヤモンド富士は一度は見てみたい絶景です。

「富士山を眺めるならなるべく早い時間がいい」と教えてくれたのは「富士宮市観光ガイドボランティアの会」の花崎彰澄さん。駿河湾から上る水蒸気を含んだ風が富士山にぶつかり、上空で冷やされて雲になる。だから気温差の大きい夏場は雲に隠れている日が多いそうです。だったらその日は、早起きをして。いつもと違う場所からあなたの「富士山百景」を見つけてみませんか。



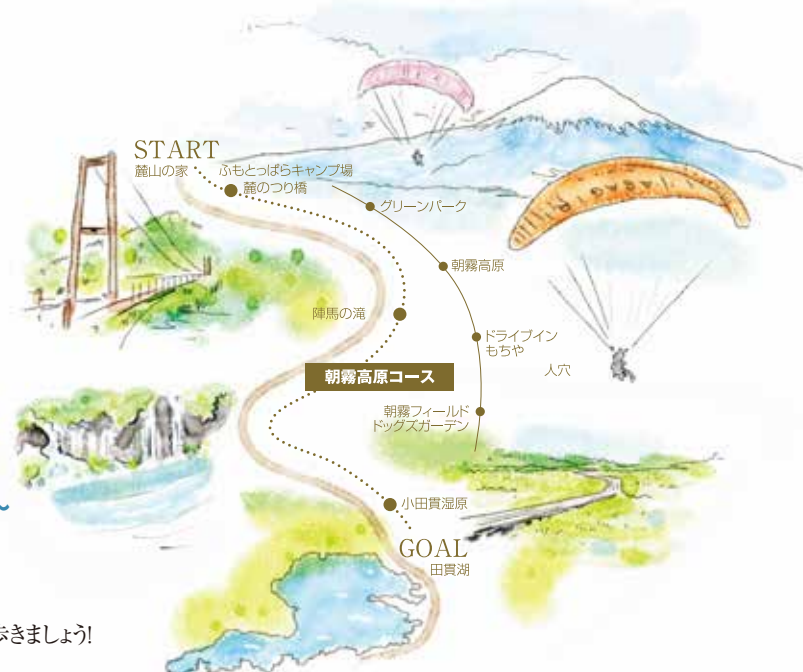
特集 富士山 「東海自然歩道」で 富士山ウォーキング

～どこからでも富士山が眺められる、朝霧高原コースの見どころ～

高原では牛がのんびり草をはみ、上空にはパラグライダーが舞う中、

変化にとんだ自然を満喫できる人気のコース。

自然に感謝する心を忘れず、マナーを守って、富士山のように美しい心で歩きましょう！



麓のつり橋

橋の中央から雄大な富士山が眺められる、人気のビューポイント。長さは約30m。つり橋ならではのスリルが味わえる。麓山の家からは徒歩10分ほどで到着。毛無山無料駐車場も利用可能。



陣馬の滝

湧水群が豊富な猪之頭を代表する滝。上流からの流れと、溶岩の隙間から湧き出す水が滝をなしている。源頼朝が富士の巻狩りの際に陣を張ったとされる。8/18(日)には「陣馬の滝まつり」が開催される。



小田貫湿原

富士山西麓で唯一残された湿原。大小80余りの池があり、希少な植物やトンボ、イモリなどが棲息している。木製の遊歩道が整備され、富士山を見ながら散策できる。植物・昆虫などの採取は厳禁！



田貫湖

湖畔にはキャンプ場やサイクリングロードもあり、春は桜、秋は紅葉が見事。毎年4/20と8/20の前後1週間は、太陽が頂上と湖面で2つ輝くダブルダイヤモンド富士を見ることが出来る。

8/20前後が観測のチャンス！

東海自然歩道とは

東京・八王子と大阪・箕面を結ぶ1都2府8県、90市町村にまたがる、全長1697.2kmの長距離自然歩道の第一号。

URL www.tokai-walk.jp/

朝霧高原コース

スタート
麓山の家

500m
10分

麓のつり橋

4.2km
80分

陣馬の滝

3km
50分

小田貫湿原

1.6km
15分

ゴール
田貫湖

【アクセス】

バスで…JR富士宮駅より富士急行河口湖行「グリーンパーク入口」で下車。バス停から「麓山の家」まで2km。途中1.5kmの地点に「麓のつり橋」入口あり。

クルマで…「麓山の家」(富士宮市麓161番地の2)まで、富士宮市街地から国道139号線を北上、車で約30分。

祝！世界文化遺産登録

素晴らしい自然環境を、私たちの手で後世に残していきましょう

ボランティアの会では、富士山本宮浅間大社をはじめ構成資産の歴史的なガイドを中心にご案内しています。富士山が世界文化遺産になったことで、訪れる人のマナーがより大事になると思います。環境を汚してしまったりは本末転倒。ゴミを捨てたり、勝手に敷地内に入るのはマナー違反です。「人間はその場にいらせてもらっている」「美しいものを見させていただいている」という謙虚な気持ちを忘れずに。私たちも富士山のように美しい心でありたいですね。

富士宮市には、「富士山世界文化遺産の構成資産」が県内で最多の6件あります。

富士山 富士山城/山頂信仰遺跡、大宮・村山口登山道(現富士宮口登山道)	富士山本宮浅間大社 +湧玉池
白糸ノ滝	人穴富士講遺跡
山宮浅間神社	村山浅間神社

※富士山世界文化遺産の構成資産をめぐるコースもあります。詳しくはお問い合わせください。

お話を伺った人

富士宮市観光ガイドボランティアの会



左 櫻井和代さん、右 花崎彰彦さん

お問合せ

富士山本宮浅間大社境内観光案内所「寄って宮」内
富士宮市観光ガイドボランティアの会

TEL.0544-29-7223
<http://kanvola-miya.com/>
平日・土日・祝祭日 10:00～15:00

表紙撮影地:ふもとつばらキャンプ場

Discover 食飾職 静岡色 図鑑

シヨク

おいしい食べ物や世界に誇れる特産品、芸術、建築、伝統を守る職人さん…。知っているようで知らない地元のいろんな「色」にフォーカスする新シリーズ。

秋の収穫が待ち遠しいサツマイモ。今回は、箱根西麓で育つ三島甘藷をご紹介します。

Vol.2 三島甘藷

みしまかんしょ



三島甘藷とは

箱根の西側、標高50m以上の斜面に広がる畑で栽培される三島甘藷は、かつては「山北印」と呼ばれ、甘藷相場を左右したという最上級のサツマイモ。品種は「紅あずま」を中心に「紅高系」の2品種があり、糖度は13度～14度とマスクメロンと同等の甘さ。ホクホクした食感としっとりしたのどごしが同時に味わえるのも魅力です。

おいしく育つ「土・地形・気候」

三島市の佐野地区は、水はけの良い火山灰と保肥力のある赤土が混じりあった、もともと野菜づくりに適した土壌。さらに各農家さんがより良い土づくりを追求して、おいしい野菜を育てています。ほどよい傾斜地で水はけが良く、南向きだから日照時間もたっぷり。一年中温暖な気候の中、朝夕の涼やかな空気により野菜に甘みが増すそうです。



「今年、三島甘藷は9月下旬に収穫し10月頃から出荷する予定です。お楽しみに!」



お話を伺った人

三島甘藷農家/三島甘藷祭り実行委員 平野光直さん
PROFILE:1975年生まれ。三島甘藷、三島馬鈴薯、大根で「しずおか農林水産物認証」を取得。安全、安心な野菜づくりを心がけ、地産地消をアピールするイベント等にも積極的に参加している。

三島甘藷祭り開催!

山北三島甘藷(紅あずま)の販売や、焼芋の販売のほか、さつま汁の無料サービスなど、旬の味覚が存分に味わえます。三島甘藷スイーツの販売も予定。産地ならではのおいしさをぜひ!

とき 平成25年11月9日(土)
9時～14時 ※雨天決行
ところ JA三島函南 佐野支店 ※駐車場あり



いつもの大学いもが、おしゃれに変身!
三島甘藷 フランス風大学いも

毎年大人気!

三島甘藷 スイーツ

三島甘藷の収穫時期には、市内の菓子店やレストランに三島甘藷スイーツが登場!今回は、毎年さまざまな三島甘藷メニューを考案されている大川太シェフからレシビを教えてくださいました!

取材協力:「ブラスリー ムギ」オーナーシェフ/「ふじのくに食の都づくり仕事人」大川太さん
秋に登場する三島甘藷を使ったポタージュも人気。三島甘藷スイーツはシーズンごとに変わるのでお楽しみに!
ブラスリー ムギ 三島市本町3-8 TEL.055-973-3226



- 材 料
- 紅あずまMサイズ1/3～1/4
 - 粉糖(バニラビーンズがあれば香りづけする)
 - 市販のキャラメルソース
 - アーモンド
 - ピスタチオ
- 作 り 方
- ① 紅あずまは乱切りにし、下茹でしておく。
 - ② 中温の油で薄くキツネ色になるまで揚げる。
 - ③ 粉糖をまぶす。
 - ④ キャラメルソースをかける。
 - ⑤ スライスしたアーモンドとピスタチオを乾煎りし、トッピングする。

JA職員の口コミ情報 「わが街の新名所」



あなたの街のJA職員が、こっそり教えるおすすめSPOT。地元で評判のその理由、その魅力をご紹介します！
今回は…『お土産探しにおすすめのショッピングスポット』をご紹介します。

JA三方原開拓 松島充浩さんおすすめ

ファーマーズマーケット「土の市」

浜松市北区三幸町77-2
TEL.053-436-9349
(営)9:00~18:00(年中無休)



三方原台地で生産されている有名ブランド「三方原馬鈴薯」を販売しているファーマーズマーケットです。ほかにも「ピオーネ」「ブルーベリー」「ハウスみかん」「紅ほっぺ」(いちご)等々、季節ごと果実や野菜を販売し、お土産品として宅配もしています。



「産直の
地場野菜は、
喜ばれること
間違いなし!」



JA三方原開拓 経済課 松島充浩

JA大井川 原田渚さんおすすめ

(有)まるか村松商店

藤枝市藤枝2-6-26
TEL.054-643-1280
(営)10:00~19:00
定休日:水曜(祝・盆営業)



藤枝市内に古くからあるお茶屋さんの名物は販売50年になる『大判焼き』。手作り無添加のあんこをはじめとする5種類と、中身を持参して作ってもらうオリジナルがあります。大判焼きの販売は9月からですが、10月には3年に1度開催される『藤枝大祭』があるので、ぜひ寄ってみてください。



「夏季はふわふわの
かき氷が人気!
『抹茶あずき』が
オススメです!」



JA大井川 金融課 原田渚

JA富士市 植松歩名さんおすすめ

Maison de LIBRE (メゾン・ド・リブレ)

富士市川成町293-4 TOKIビル1F
TEL.0545-67-8766
(営)9:30~18:30 年中無休
<http://www.m-libre.com/>



田子浦支店を北に徒歩3分の「メゾン・ド・リブレ」。地元の厳選素材をふんだんに使った「富士山麓のなめらかプリン」は、「富士のふもと」の大博覧会グルメコンテストでグランプリ3連覇を果たした殿堂入りの逸品。花を添えたお洒落な贈答用ラッピングはお土産にピッタリです。



「朝霧ミルクプリンや
富士茶プリン等、
こだわり抜いた
プリンをぜひ!」



JA富士市 田子浦支店 植松歩名

JAあいら伊豆 高橋雅彦さんおすすめ

(株)伊豆中

静岡県伊東市湯川571-19(伊東マリンタウン店)
TEL.0557-35-3511
(営)9:00~18:00 年中無休
<http://izuchu.jp/>



伊豆と言ったら干物!伊東マリンタウンの1階にある「伊豆中」さんの干物は、熟練した職人が一枚一枚丁寧にひらき、駿河湾の海洋深層水と、その水から作った自家製の塩で漬け込んでいる絶品の干物です!伊東に遊びに来たときは、ぜひご賞味ください。



「伊豆の太陽の下で
干された干物は
絶品です!」



JAあいら伊豆 宇佐美支店 高橋雅彦

◎次回は、JA職員おすすめの

『疲れたときはココ!私の癒しスポット』をご紹介します。お楽しみに!



どう変わるの？

平成25年度税制改正の概要 その2

前回に引き続き今年度の税制改正についてご紹介します。
今号では、個人所得税の最高税率の見直しや、
相続税、贈与税の控除額の見直しなど、
私たちや次世代にもかかわりのある内容を取り上げます。



個人所得課税

現在の所得税の税率構造に加え、課税所得4,000万円超について
45%の税率を設けます。

所得税の 最高税率の 見直し



所得税額速算表

課税所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	—
330万円以下	10%	9.75万円
695万円以下	20%	42.75万円
900万円以下	23%	63.6万円
1,800万円以下	33%	153.6万円
1,800万円超	40%	279.6万円

改正後

所得税額速算表

課税所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	—
330万円以下	10%	9.75万円
695万円以下	20%	42.75万円
900万円以下	23%	63.6万円
1,800万円以下	33%	153.6万円
4,000万円以下	40%	279.6万円
4,000万円超	45%	479.6万円

※平成27年分以後の所得税より適用

相続税・贈与税

相続税の基礎控除が引き下げられるほか、相続税の税率構造の見直し、
未成年者控除、障害者控除の引き上げなどが行われます。

相続税の 基礎控除

相続税のかかる範囲
が拡大されること
になります。

算式	5,000万円+1,000万円×法定相続人の数 =基礎控除額
定額控除	5,000万円
法定相続人比例控除	1,000万円

算式	3,000万円+600万円×法定相続人の数 =基礎控除額
定額控除	3,000万円
法定相続人比例控除	600万円

※平成27年1月1日以後の相続・遺贈より適用

相続税の 税率

各取得分の相続税
の税率のうち2億
円超の金額に対す
る税率が上がり、
最高税率が55%
になります。



相続税額速算表

各法定相続人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

相続税額速算表

各法定相続人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

※平成27年1月1日以後の相続・遺贈より適用

小規模宅地の 減額特例

(特例対象
面積等の拡大)

特例の適用対象面
積が、改正前は240
㎡だったのが、平成
27年からは330㎡
に拡大されます。

(居住用宅地の
適用要件の緩和)

「二世帯住宅」と
「老人ホーム」の
取り扱い上の問題
点が法律化され
明確になります。

	申告期限まで継続有無	限度面積	減額割合
居住用	居住継続	240㎡	80%
	非継続	適用除外	
事業用	事業継続	400㎡	80%
	非継続	適用除外	
貸付用	事業継続	200㎡	50%
	非継続	適用除外	

特定居住用宅地と特定事業用宅地の併用は面積規定有。

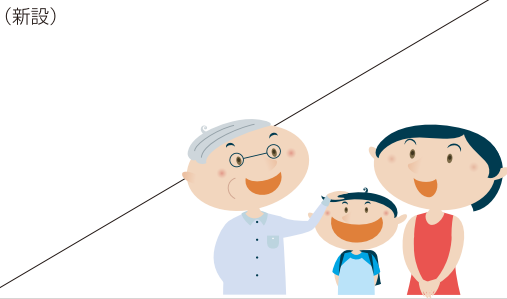
	申告期限まで継続有無	限度面積	減額割合
居住用	居住継続	330㎡	80%
	非継続	適用除外	
事業用	事業継続	400㎡	80%
	非継続	適用除外	
貸付用	事業継続	200㎡	50%
	非継続	適用除外	

特定居住用宅地および特定事業用宅地等について、それぞれの面積まで完全併用可。
※平成27年1月1日以後の相続・遺贈より適用

- 二世帯住宅は建物内部で二世帯の居住スペースが
つながっていないと特例の適用ができない。
- 老人ホームに入居した場合、その老人ホームの
終身利用権を取得していると入居前に居住していた
家屋の敷地は特例の対象外。

- 二世帯住宅について、構造上の要件を撤廃する。
- 被相続人が老人ホームに入居した場合、終身利用権を取得しても、
 - ①介護が必要であること
 - ②家屋が貸付け等の用に供されていないこと
 を満たせば特例の適用を認める。

※平成26年1月1日以後の相続・遺贈より適用

	改正前	改正後																																																
未成年者控除 控除額の拡大が図られています。	20歳になるまでの1年につき6万円 算式 6万円×(20歳－相続開始時の年齢) ＝未成年者控除額	20歳になるまでの1年につき10万円 算式 10万円×(20歳－相続開始時の年齢) ＝未成年者控除額 ※平成27年1月1日以後の相続・遺贈より適用																																																
障害者控除 控除額の拡大が図られています。	85歳になるまでの1年につき6万円 ※特別障害者の場合には12万円 一般障害者 算式 6万円×(85歳－相続開始時の年齢) ＝障害者控除額 特別障害者 算式 12万円×(85歳－相続開始時の年齢) ＝障害者控除額	85歳になるまでの1年につき10万円 ※特別障害者の場合には20万円 一般障害者 算式 10万円×(85歳－相続開始時の年齢) ＝障害者控除額 特別障害者 算式 20万円×(85歳－相続開始時の年齢) ＝障害者控除額 ※平成27年1月1日以後の相続・遺贈より適用																																																
贈与税の税率 税率は、改正前の6段階から改正後は8段階に変わります。親から子への贈与を促すような税率構造になっています。	贈与税額速算表 <table><tr><th>課税価格</th><th>税率</th><th>控除額</th></tr><tr><td>200万円以下</td><td>10%</td><td>—</td></tr><tr><td>300万円以下</td><td>15%</td><td>10万円</td></tr><tr><td>400万円以下</td><td>20%</td><td>25万円</td></tr><tr><td>600万円以下</td><td>30%</td><td>65万円</td></tr><tr><td>1,000万円以下</td><td>40%</td><td>125万円</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>50%</td><td>225万円</td></tr></table>	課税価格	税率	控除額	200万円以下	10%	—	300万円以下	15%	10万円	400万円以下	20%	25万円	600万円以下	30%	65万円	1,000万円以下	40%	125万円	1,000万円超	50%	225万円	1. 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合 2. 左記以外の場合 贈与税額速算表 <table><tr><th>課税価格</th><th>税率</th><th>控除額</th></tr><tr><td>200万円以下</td><td>10%</td><td>—</td></tr><tr><td>400万円以下</td><td>15%</td><td>10万円</td></tr><tr><td>600万円以下</td><td>20%</td><td>30万円</td></tr><tr><td>1,000万円以下</td><td>30%</td><td>90万円</td></tr><tr><td>1,500万円以下</td><td>40%</td><td>190万円</td></tr><tr><td>3,000万円以下</td><td>45%</td><td>265万円</td></tr><tr><td>4,500万円以下</td><td>50%</td><td>415万円</td></tr><tr><td>4,500万円超</td><td>55%</td><td>640万円</td></tr></table> ※平成27年1月1日以後の贈与から適用	課税価格	税率	控除額	200万円以下	10%	—	400万円以下	15%	10万円	600万円以下	20%	30万円	1,000万円以下	30%	90万円	1,500万円以下	40%	190万円	3,000万円以下	45%	265万円	4,500万円以下	50%	415万円	4,500万円超	55%	640万円
課税価格	税率	控除額																																																
200万円以下	10%	—																																																
300万円以下	15%	10万円																																																
400万円以下	20%	25万円																																																
600万円以下	30%	65万円																																																
1,000万円以下	40%	125万円																																																
1,000万円超	50%	225万円																																																
課税価格	税率	控除額																																																
200万円以下	10%	—																																																
400万円以下	15%	10万円																																																
600万円以下	20%	30万円																																																
1,000万円以下	30%	90万円																																																
1,500万円以下	40%	190万円																																																
3,000万円以下	45%	265万円																																																
4,500万円以下	50%	415万円																																																
4,500万円超	55%	640万円																																																
教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 子や孫に対する教育資金の一括贈与が1,500万円まで非課税となります。	(新設) 	受贈者(30歳未満の者に限る)の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭などを拠出し、金融機関に拠出等をした場合には、その拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,500万円(学校以外に支払われる金銭は500万円を限度)までの金額に相当する部分の価額については平成25年4月1日から平成27年12月31日までに拠出されるものに限り、贈与税を課さないこととする。 (注)教育資金とは文部科学省が定める次の金銭をいう。 ①学校などに支払われる入学金その他の金銭 ②学校など以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの																																																
相続時精算課税	1.受贈者の範囲 贈与者の推定相続人で20歳以上の子(代襲相続人を含む) 2.贈与者の年齢要件 65歳以上の親	1.受贈者の範囲 左記以外に贈与者の20歳以上の孫を追加 2.贈与者の年齢要件 60歳以上の親 ※平成27年1月1日以後の贈与から適用																																																
国外財産の課税範囲拡大	日本国内に住所を有しない個人で、かつ、日本国籍を有しない者は、日本国内財産のみ課税対象。	日本国内に住所を有しない個人で、かつ、日本国籍を有しない者が、日本国内に住所を有する者から相続または贈与により取得した国外財産を課税対象とする。 ※平成25年4月1日以後の相続・贈与より適用																																																

その他税制

印紙税の非課税範囲が拡大されます。

	改正前	改正後
印紙税	金銭または有価証券の受取書のうち記載された受取金額が3万円未満のものには印紙税を課さない。	金銭または有価証券の受取書のうち記載された受取金額が5万円未満のものには印紙税を課さない。 ※平成26年4月1日以後に作成される受取書について適用

お詫びと訂正:『J&Amp』2013年5月号6ページ「金融知つく相談室」記事内に以下の誤りがございました。

「住宅耐震改修控除」表内、最下段「計算方法」は、工事完了期間がH26.1～H26.3まで「①改修工事、②標準的な費用額、①②のいずれか小さい方×10%」となります。
欄外※平成26年1月(誤)→※平成26年4月(正)となります。
「特定増改築の住宅ローン控除」表内、最下段「工事費要件」は、居住年がH26.1～H26.3まで、「30万円超」となります。

読者の皆様ならびに関係者の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことをお詫びするとともに、訂正いたします。

JAバンクのキャッシュカードなら いろんなATMが無料で使えて、 とっても便利に!

全国のJAバンクのATMはもちろん、静岡銀行、三菱東京UFJ銀行、セブン銀行、JFマリンバンク、ゆうちょ銀行のATMが、ご利用手数料無料で便利にお使いいただけます。

金融機関名		JAバンク	静岡銀行	三菱東京UFJ銀行	セブン銀行	JFマリンバンク	ゆうちょ銀行
お取引内容		入出金	出金	出金	入出金	出金	入出金
ご利用手数料	平 日 8:45~18:00	無料	無料	無料	無料	無料	無料
	土曜日 9:00~14:00	無料	105円	105円	無料	無料	105円
	上記以外のATM営業時間	無料	210円	105円	105円	無料	105円

●上記以外の提携金融機関につきましては、ATMをご利用いただける時間、手数料が金融機関によって異なります。詳しくはご利用のATMの掲示等でご確認ください。
●上記は、JAバンクのキャッシュカードご利用の場合です。残高照会は時間帯にかかわらず無料でご利用いただけます。上記以外の金融機関でも手数料が無料となる場合がございます。詳しくはお近くのJAまたは、ご利用ATMの掲示でご確認ください。

present

PRESENT & アンケート

今回の『JAmp』はいかがでしたか?
あなたのご意見、ご感想をお聞かせください。

A 「Floyd」夫婦茶碗…1名様
「Floyd」の富士山に見立てた
お茶碗はその名も
「Fuji wan」。
桐箱入り。

B 箸置きセット…2名様
カラフルな富士山が楽しい、
陶製の箸置き5個セット。

アンケートにお答えいただいた方の中から
抽選で、ご希望の商品をプレゼントします。

C 「かまわぬ」手ぬぐい…3名様
図案化した富士山とご来光が
おしゃれな手ぬぐい。

D 片岡球子
ポストカードセット
…5名様
富士山を数多く描いた
日本画家片岡球子の
ポストカード2枚セット。

E ノートと便箋&封筒の
セット…5名様
葛飾北斎の「富嶽三十六景」を
モチーフにしたノート2冊と
和紙の便箋&封筒のセット。

F お米券
2kg…10名様

応募方法

官製ハガキに①郵便番号②住所③氏名
④年齢⑤電話番号⑥希望賞品(第1希
望・第2希望)⑦本号の感想や「こんな特
集を読みたい」というご意見を明記の上、
下記宛先までご応募ください。

宛 先

〒422-8621
静岡市駿河区曲金三丁目8番1号
静岡県信連JA企画推進部
『JAmp』プレゼント係

応募締切

2013年9月30日(当日消印有効)

●プレゼント当選者の発表は、
賞品の発送をもって代えさせて
いただきます。

個人情報の 取り扱いについて

皆様からお預かりした個人情報につきましては、JAmp誌面作成の参考、
プレゼント送付に必要な範囲でのみ利用させていただきます。
法的開示要請以外に、ご本人の同意なく第三者への提供は致しません。

■編集後記

6月の梅雨空も吹き飛ばす、富士山世界文化遺産登録のニュース。発表当日は久しぶりに富士山が顔を出し、だいぶ雪解けがすすんだ夏の表情が新聞紙面でも紹介されていましたね。今号の『JAmp』の表紙も、じつはその週末に撮影したものです。梅雨時だけになかなか富士山は拝めず、待つこと20日近く!やっと撮影できた貴重な一枚です。今回の特集では、実際に富士山の麓を歩き、その雄大な景色と自然を堪能できる「東海自然歩道」をご紹介します。コースを踏破するもよし。一部をのんびり散策するもよし。冷涼な空気が心地いい朝霧高原で、夏の富士山ウォーキングを楽しんでくださいな!

JAバンク 静岡 2013/8 第10号
発行元
静岡県信連JA企画推進部
〒422-8621 静岡市駿河区曲金三丁目8番1号
TEL.054-284-9666 FAX.054-284-9902
http://www.jabank-shizuoka.gr.jp